

紹介状なしで受診される場合の 自己負担額についてのお知らせ

当院では、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診の患者さんにつきましては、初診料とは別に「選定療養費」をいただいております。
この度、この料金を2025年5月1日より、以下のように変更させていただきます。
ご理解のほどよろしくお願いたします。

	現行 (2025. 4. 30まで)	改定後 (2025. 5. 1から)
初診時 選定療養費 (初診時に紹介状がない場合)	1,100円	2,200円

Q. 「選定療養費」とは何ですか？

『初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門医療は病院で行う』という、医療機関の機能分担・連携の推進を目的として厚生労働省が定めている制度です。

Q. 初診とはどういう場合ですか？

- ・初めて受診する場合
- ・以前に受診したことがあっても、すでにその傷病が治癒した後の受診の場合などが該当します

Q. 紹介状がないと受診できませんか？

紹介状の持参がなくても、受診は可能です。ただし、紹介状なしに直接当院を初診した場合は、選定療養費をいただいておりますので、その意味でも紹介状をお持ちになることをお勧めします。

Q. 健康保険の適応になりますか？

適応にはなりません。また、こども医療助成の適応にもなりません。
医療費のお支払い分と、選定療養費を合わせた金額をお支払いいただきます。

当院では、地域の医院・診療所（かかりつけ医）との間の役割分担、連携を推進し、患者さんにとってより良い医療を提供できるよう、今後とも日々の診療に努めてまいります。



国立病院機構新潟病院
院長